

## ねたきり高齢者生活支援給付事業について

在宅のねたきり高齢者に対し、希望する介護用品等を給付することにより、ねたきり高齢者の福祉の向上に寄与するとともに、民生委員が訪問することにより、ねたきり高齢者と介護者の地域とのつながりを確保することを目的とし実施します。

### 【支給対象者】

事業実施年度の8月1日時点において、次のすべてに該当するかたです。

- (1) 介護保険要介護認定で、要介護度5と認定されている
- (2) 本市に住民票があり、現に居住している（特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院入所中のかたは除く）

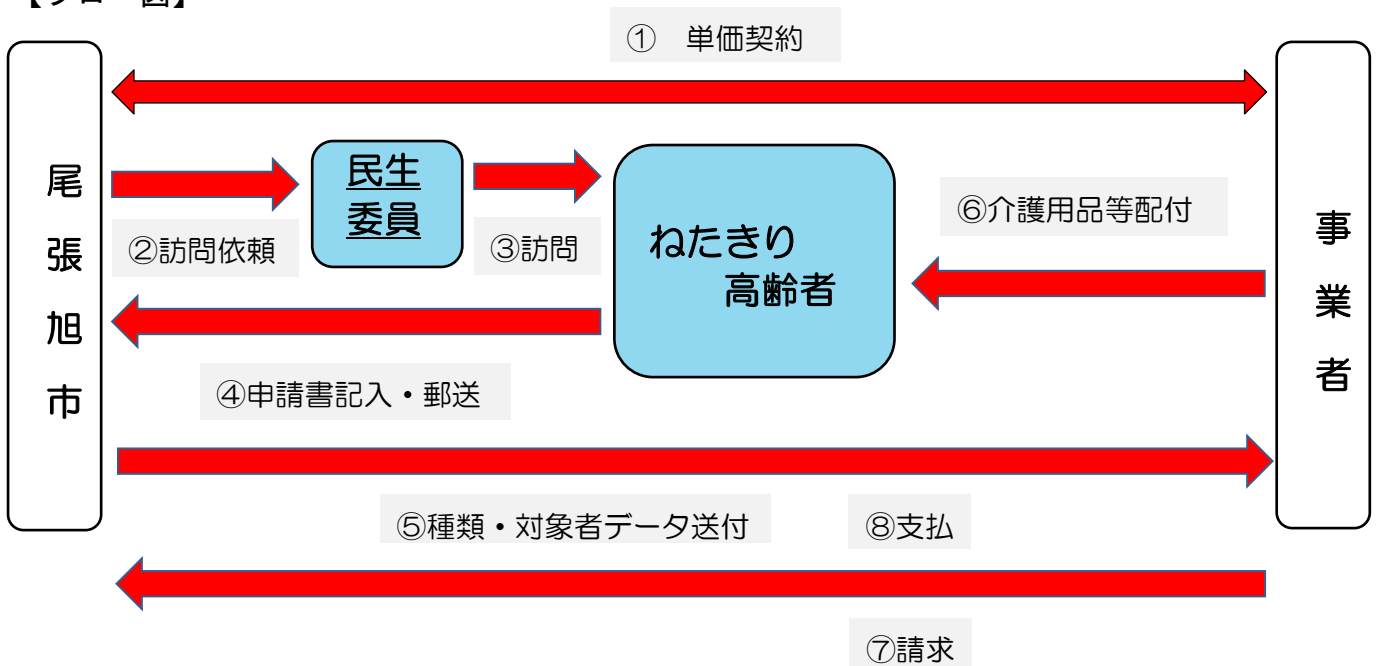
- ・上記施設の入所者は、入所に要する費用の一部について公費負担があり、施設において日常生活における支援を受けているため給付対象外
- ・有料老人ホーム、認知症グループホームなどの入所に要する費用の公費負担がない施設の利用者は給付対象

- (3) 当該年度の市民税が非課税
- (4) 生活保護を受けていない
- (5) 日常生活支援券「あさひスマイルチケット」支給事業の対象者でない

### 【内容】

- (1) ねたきり高齢者に、市が事前に指定した介護用品等（選択制）を給付
- (2) 給付する介護用品等のカタログを作成し、カタログの配付を民生委員に依頼
- (3) 11月から12月末日までに指定業者が配送

### 【フロー図】



担当：健康福祉部長寿課長寿支援係

電話：0561-76-8143

内線：343